

さあ、建設業許可を取得しよう！

～これでもう、怖くない！今日から、許可業者の仲間入り～



行政書士法人スマートサイド

代表行政書士 横内 賢郎



東京都行政書士会 文京支部 行政書士法人スマートサイド 代表行政書士 横内 賢郎 (よこうち けんろう)



【主な経歴】

2014年 5月 行政書士登録
新宿区大久保
豊島区南大塚
新宿区高田馬場
2020年10月 文京区小石川
2021年 7月 事務所を法人化

【主な業務】

- 入札参加資格の申請
全省庁、東京都、千葉県
神奈川県、埼玉県 ほか
- 建設業許可の申請
- 経営事項審査の申請
- 産廃許可申請

建設業許可取得に関する書籍



行政書士法人スマートサイド

建設会社の 社長が読む 手続きの本

会社設立から入札資格の取得まで

の必読書！
社長 建設会社
が書いた
行政書士 現役
増刷出来
Parade Books

建設会社の社長が、建設業許可を取得する際の手続きの流れについて、時系列に沿って記載した一冊。

建設会社の設立から、許可取得、各種変更届の提出や、業種追加、公共工事の入札参加資格に至るまでを説明しています。

スマートサイドのデビュー作。

<https://www.amazon.co.jp/dp/4865222278>

建設業許可 すぐに 取得したいとき 最初に読む本

行政書士法人スマートサイド
横内賢郎・橋本亜寿香 著

知識ゼロ
からでも安心、
わかりやすい
許可取得マニュアル



建設業許可取得手続を
すぐやりたいけど、どうやればいいのか、
はじめてのことには悩みが尽きない。

本書は、
許可取得に関する要件、
具体的な事例や申請手続について
わかりやすく説明。

セルバ出版

本日のセミナーの元となる本。

建設業許可取得の要件について、実際の相談事例を踏まえわかりやすく解説しています。

知識ゼロの初心者が、建設業の許可要件を理解するのに適している本です。

セミナーの補足資料としてぜひ、参考にしてください。

<https://www.amazon.co.jp/dp/4863678177>



① 建設業許可の基礎知識

許可取得を目指すなら、必ず理解しておきたい事

② 建設業許可を取得するための要件

2つの人的要件の意味／中身

③ 建設業許可要件の確認資料

要件を充足していることを証明するための書類

④ 建設業許可取得の具体的な相談事例

許可を取得できるか否か？2つの会社の相談事例をご紹介

⑤ 特殊なケースのご紹介

出向者／他社代取／執行役員／指定学科に該当しない学科／経験者の招聘

⑥ 建設業許可：雑学

変更届提出の重要性／企業情報検索システム／ネガティブ情報等検索サイト

⑦ おわりに

弊所申請実績のご紹介／事前予約制の有料相談のご案内／最後に



01

建設業許可の基礎知識

1. 建設業許可の29業種
2. 一般建設業許可と特定建設業許可
3. 知事許可と大臣許可

そもそも、建設業許可とは何か？
許可取得の要件や証明書類の説明に入る前に、
建設業許可に関する基本的な知識を理解しましょう！





建設業許可は、29の業種に分かれている。

建築工事、土木工事、大工工事、左官工事、とび工事、石工事、屋根工事
電気工事、管工事、タイル工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事
しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装工事
機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事
建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事

★参考資料1



総合工事業・建設工事業・リフォーム工事業といった名称は
建設業法上の正確な名称ではありません。



建設業許可は、「一般」と「特定」に分かれている。

【一般建設業許可】

- 500万円以上の工事を請負う際に必要な建設業許可

【特定建設業許可】

- 元請の立場で
- 下請に
- 4500万円以上（建築工事の場合は7000万円以上）

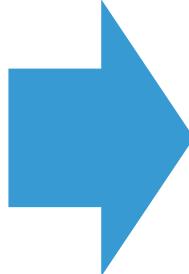
の工事を発注する際に必要になる許可 **★書籍第5章（P120～）参照**



物品（設備）の販売とともに、設置工事を行うような場合
物品の販売価格も含まれるのですか？

例：業務用エアコンの販売価格が、300万円

設置工事が、250万円。合計550万円。



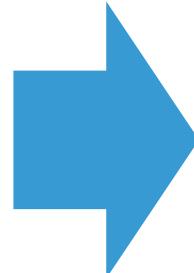
建設業許可が必要か否かは、「販売価格」も含めて判断。

設置工事が250万円でも、建設業許可が必要。



複数回に分けて、請求書を発行し、入金してもらえば
建設業法に違反しないですか？

例：700万円の工事を、300万円と400万円の2回に分けて
請求し、振込してもらっています。



1つの請負工事の契約価格が500万円以上なので、
2回に分けて請求・振込があったとしても、許可が必要。



建設業許可は、「知事」と「大臣」に分かれている。

【知事許可】

- 1つの都道府県内に営業所が「おさまっている」場合

【大臣許可】

- 複数の都道府県に営業所が「またがっている」場合

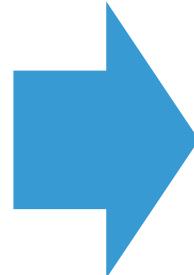


東京本店と大阪支店がある場合、「東京都知事許可」と「大阪府知事許可」を取るのではなく、「大臣許可」を取ることになる。



東京都知事許可の場合、東京都内でしか工事をすること
ができないのですか？

例：北海道で500万円以上の工事を行うには、北海道知事
許可が必要？



御社が東京都知事許可の場合、都内の営業所で契約した工
事であれば、全国で施工することができます。

建設業許可の要件

1. 2つの人的要件
2. 経営業務管理責任者
3. 専任技術者

建設業許可を取得するためには
絶対に欠かすことができない要件の解説です。

この要件の理解なくして、建設業許可の取得はありません！





「経営業務管理責任者」と 「専任技術者」

【経営業務管理責任者（＝常勤役員等）】

- 申請会社における建設業部門の経営の最高責任者

【専任技術者】

- 申請会社における工事の技術部門の責任者

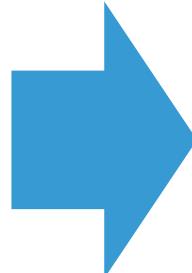


建設業許可を取得できるか否かは、「経管」「専技」の要件を満たすことができるか否かにかかっています。



経営業務管理責任者と専任技術者は、同一人物でよいですか？別々の人でなければならぬのですか？

例：代表取締役である加藤社長が「経管」と「専技」を兼務できるか？

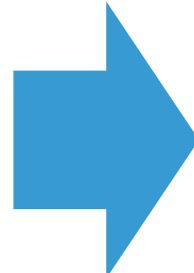


経管と専技を兼務することはできます。加藤社長が1人会社の場合、加藤社長が「経管」兼「専技」。



別の会社に勤務している友人を、うちの会社の「経管」もしくは「専技」として、許可取得できますか？

例：友人の一級建築士が、給料はいらないので、名前だけなら貸してあげると言われている…



経管と専技は、申請会社（許可会社）に常勤していることが必要。本人の了承があっても不可！



「経営業務管理責任者」の要件は、ア・イ・ウを確認

ア：申請会社における常勤の取締役

イ：5年以上の取締役または個人事業主としての経験

ウ：その5年間、建設業をおこなっていたこと



取締役もしくは個人事業主として、
建設業の経営経験が5年以上ありますか？

02-2. よくある質問



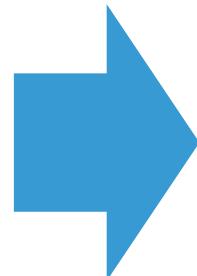
行政書士法人スマートサイド



取締役ではなかったけど、
今まで、社長の右腕として仕事をしてきました！



役員登記はされていませんが、すべてを任せられていたので、
私が経営してきたようなものです！



気持ちはよくわかりますが、ア、イ、ウの要件を充足しなければ、経営業務管理責任者であるというのは難しいです。



「専任技術者」の要件は、3段階で確認

- 建築士・施工管理技士などの「資格者」 **★参考資料2**
- 特殊な学科（=指定学科「建築科・土木科・機械科など」）の卒業
★参考資料3 + 3～5年の実務経験
- 10年の実務経験



- ・原則 = 10年
- ・指定学科 = 3～5年に短縮
- ・国家資格 = 免除（例外あり）

要件の確認資料

1. 常勤性の確認資料
2. 取締役の就任・退任の確認資料
3. 個人事業主としての経歴の確認資料
4. 指定学科の卒業経歴の確認資料
5. 工事の実績の確認資料

最低限、上記に掲げた5つくらいを確認資料として準備しましょう。





「経管」「専技」は、申請会社に常勤していることが必要

「常勤」 = 月～金、9時-17時、で会社に勤務している状態

- 健康保険証
- 厚生年金の被保険者記録照会回答票 ★参考資料4
- 健康保険・厚生年金保険標準報酬決定通知書 ★参考資料5
- 住民税の特別徴収税額通知書（徴収義務者用）★参考資料6



社会保険料や住民税の処理が適正になされていますか？



「経管」ア：申請会社の常勤の取締役

イ：5年以上の取締役（または個人事業主）としての経験

- 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- 登記簿謄本（閉鎖事項全部証明書）



法務局で登記簿謄本を取得して
会社設立年月日や、取締役の就任日・退任日を確認



「経管」イ：5年以上の（取締役または）個人事業主としての経験

- 個人事業主としての確定申告書の控え



税務署の受付印があること
メール詳細（受付通知）があること



「専技」指定学科の卒業で、実務経験が3～5年に短縮

- 卒業証明書（成績証明書や履修科目証明書）



指定学科に該当するか判断できない場合は、
成績証明書や履修科目証明書も取得して行政に照会



「経管」ウ：その5年間、建設業をおこなっていたこと

「専技」国家資格がなければ、実務経験の証明が必要

- 工事請負契約書
- 注文書・請書
- 工事の請求書+入金通帳



「保守」「点検」「メンテナンス」「人工出し」は、
工事の実績として認められませんので注意しましょう！

04

具体的な相談事例

1. 株式会社鈴木建設 鈴木社長
2. 株式会社佐藤塗装 佐藤社長

2つの会社の相談事例をもとに、

- ・許可要件を満たすのか？
 - ・建設業許可を取得することができるのか？
- 一緒に見ていきましょう





株式会社鈴木建設の鈴木社長のケースで 内装工事の建設業許可を取得することはできるか？

- 会社設立 3 年
- 鈴木社長に「資格」はなし
- 指定学科の「卒業経歴」もなし



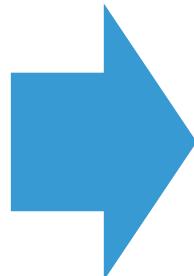
何となくの雰囲気で判断するのではなく
許可要件を具体的にあてはめていきましょう！



株式会社鈴木建設の鈴木社長のケースで 経営業務管理責任者の要件を満たすのか？

【経営業務管理責任者の要件】

- ア：申請会社における常勤の取締役
- イ：5年以上の取締役または個人事業主としての経験
- ウ：その5年間、建設業をおこなっていたこと



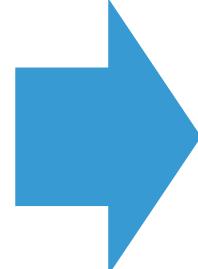
鈴木社長には、個人事業主として8年以上の経験あり
イ：取締役と個人事業主の経験を合算してよい
経管の要件は満たしそう



株式会社鈴木建設の鈴木社長のケースで 専任技術者の要件を満たすのか？

【専任技術者の要件】

- 建築士・施工管理技士などの「資格者」
- 特殊な学科の卒業経歴 + 3～5年の実務経験
- 10年の実務経験



個人事業主時代のリフォーム工事の経験を含めると
10年の実務経験の証明をすることができそう。



株式会社鈴木建設の鈴木社長のケースで
内装工事の建設業許可を取得することはできる。

【経営業務管理責任者の要件】

- 「個人事業主時代の2年 + 会社設立してからの3年」の建設業の経営経験

【専任技術者の要件】

- 「個人事業主時代を含めた10年」の実務経験（内装工事の経験）

上記の経験を各種資料で証明できれば
建設業許可を取得することができるでしょう！



株式会社佐藤塗装の佐藤社長のケースで 塗装工事の建設業許可を取得することはできるか？

- 会社設立 9 年
- 佐藤社長に「資格」はなし
- 指定学科の「卒業経歴」もなし



佐藤社長の前職は建設業とは無関係...



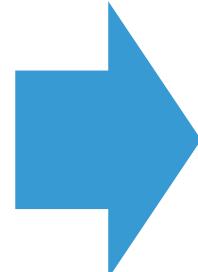
株式会社佐藤塗装の佐藤社長のケースで
経営業務管理責任者の要件を満たすのか？

【経営業務管理責任者の要件】

ア：申請会社における常勤の取締役

イ：5年以上の取締役または個人事業主としての経験

ウ：その5年間、建設業をおこなっていたこと



(株) 佐藤塗装での9年間の代表取締役の経験があるので
経営業務管理責任者の要件は満たしている。



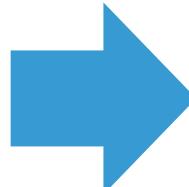
株式会社佐藤塗装の佐藤社長のケースで 専任技術者の要件を満たすのか？

【専任技術者の要件】

- 建築士・施工管理技士などの「資格者」
- 特殊な学科の卒業経歴 + 3～5年の実務経験
- 10年の実務経験



佐藤社長の10年の実務経験を証明するには、あと1年足りない！



勤続7年目の従業員が、高校の「住居デザイン科」を卒業していたことが判明。



株式会社佐藤塗装の佐藤社長のケースで
塗装工事の建設業許可を取得することはできる。

【経営業務管理責任者の要件】

- 佐藤社長の会社設立後 5 年の建設業の経営経験

【専任技術者の要件】

- 従業員の指定学科の卒業経歴 + 5 年の実務経験（塗装工事の経験）

上記の経験を各種資料で証明できれば
建設業許可を取得することができるでしょう！

特殊なケースのご紹介

1. 出向者
2. 他社代取
3. 執行役員
4. 指定学科に該当しない学科
5. 経験者の招聘

もしかして、御社も特殊なケースに該当するかも！
許可取得の最後の望みをかけて、挑戦する価値があります！





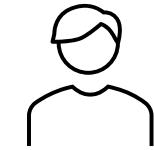
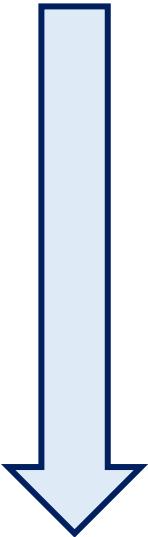
出向者を「経管」「専技」にして、許可が取れるか？

例：子会社（X社）が親会社（Y社）からの出向社員（Zさん）をX社の「経管・専技」にして許可を取得することができるか？

以下の資料があれば、常勤性を証明できる…

- 出向契約書
- 出向辞令
- 出向者に対する給料の支払い（負担）が分かる資料

親会社(Y社)



出向者(Zさん)

子会社(X社)

子会社（X社）は、出向者（Zさん）を経管・専技にして、建設業許可を取れるか？



Zさん（経管・専技）の申請会社（X社）での「常勤性」が問題



他社の代表取締役を「経管」「専技」にして 許可が取れるか？

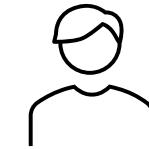
例：A社が建設業許可を取得するにあたって、B社の代表取締役であるBさんを、A社の「経管」「専技」にできるか？

通常は、無理。但し例外として…

- B社にBさんのほかに代表取締役がいる
- BさんがB社の非常勤代表取締役である

A社

B社



代表取締役Bさん

A社は、B社の代表取締役Bさんを経管・専技にして、建設業許可を取れるか？



Bさんは、本当に「A社に常勤してる」ということが言えるのか？
B社の代表取締役としてのポジションとA社での常勤性が相いれない
→通常は無理！

A社

B社



代表取締役Bさん

非常勤代表取締役



代表取締役Cさん

常勤代表取締役



取締役ではない「執行役員」を「経管」にして 許可が取れるか？

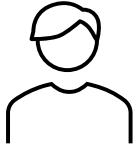
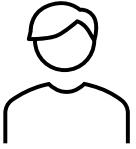
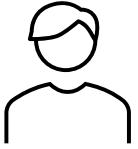
経営業務管理責任者 = 申請会社における建設業部門の最高責任者
登記されていない執行役員を経管として認めてよいか？

- 組織図
- 業務分掌規程
- 取締役会規則・執行役員規則
- 取締役会議事録



但し、会社の規模には要注意！

代表取締役



取締役・取締役会



執行役員

執行役員

執行役員



指定学科の一覧に掲載されていない学科の卒業経歴でも
実務経験の期間が3～5年に短縮されるか？

原則 1 10年の実務経験の期間が、短縮されるか？

- 卒業証明書
- 成績証明書
- 履修科目証明書



自分で判断せず、許可行政庁に照会を！



過去経験者や国家資格者を、外部から招聘（登用）し 建設業許可を取得できるか？

例：昔、建設会社を経営して、いまは引退している佐々木さんを
「経管」「専技」にして、建設業許可を取得したい。
本当に過去の経験を立証できるか？書類準備に苦労することも。

- 登記簿謄本
- 建設業許可申請書の副本・変更届の控え
- 建設業許可の通知書



怖いのは…役員登記もして、社会保険にも加入してもらったのに、
許可が通らない・申請が受付されないというパターン。
佐々木さんの身辺調査は必須です。

建設業許可：雜学

1. 建設業許可取得後の変更届
2. 企業情報検索システム
3. ネガティブ情報等検索サイト

建設業許可を取得する人には、ぜひ、知っておいて欲しい情報です。





建設業許可を取得したあとは
許可行政庁への変更届の提出が義務付けられます。

建設業許可を取得するということは、500万円以上の工事を施工する権利を取得するだけでなく、会社の重要事項に変更があった場合に、許可行政庁に変更届を提出する義務を負うことも意味します。

- 経管・専技の変更 取締役の変更 本店所在地の変更
- 資本金の変更 決算の報告（決算変更届の提出）

06-2. 企業情報検索システム



行政書士法人スマートサイド

建設業許可を取得したあとは
御社の情報が、国土交通省のホームページで公表されます。

建設業者 検索

商号又は名称（全角カタカナ検索）
 商号又は名称（漢字検索）

※商号又は名称は株式会社・有限会社等を除いた名称で入力してください。

AND条件 OR条件

許可番号 許可 第 号～ 号

所在地検索指定 都道府県選択
業種指定 業種（略号）
※本店選択メニュー
空欄時は営業所所在地も検索対象となります。

営業所キーワード

結果をソート 許可行政庁
 昇順 降順

検索結果表示 10 件ずつ表示

検索 **クリア**

06-3. ネガティブ情報検索サイト



行政書士法人スマートサイド

違反があれば、過去の行政処分歴も公表されます。

国土交通省 ネガティブ情報等検索サイト

このWEBサイトでは、国土交通省所管の事業者等の
過去の行政処分歴等を検索することができます。



本サイトについて | 検索の使い方 | ご利用にあたっての注意

STEP 1
事業分野を選択

建物の設計・判定・評価 ↓ 建設工事（公共事業を含む） ↓ 不動産の売買・管理 ↓ 旅客運送 ↓

終わりに

1. スマートサイドの申請実績のご紹介
2. 事前予約制の有料相談のご案内
3. 最後に～建設業許可を取得したいひとへ～

このセミナーの最後に、スマートサイドの申請実績をご紹介させて頂きます。いずれも、建設業許可を無事に取得できた事例です。





経営業務管理責任者の要件

- 会社設立後 2週間で、建設業許可（鉄筋工事）の申請に成功
<https://www.shinjuku-kensetsu.jp/16200010939032>
- 個人事業主としての3年と代表取締役としての2年の経験を証明
管工事業の建設業許可を取得した事例
<https://www.shinjuku-kensetsu.jp/15541577563827>



専任技術者の10年の実務経験の証明

- 前の会社+今の会社の経験年数を合算して、10年の実務経験を証明
<https://www.shinjuku-kensetsu.jp/15422294099006>
- 個人事業主としての4年と会社代表としての6年の実務経験を証明
<https://www.shinjuku-kensetsu.jp/15729003724523>



専任技術者の実務経験の期間を短縮

- 機械工学科の卒業経歴で、管工事の建設業許可取得

<https://www.shinjuku-kensetsu.jp/16294926377761>

- テレビ電気科の卒業経歴で、機械器具設置工事の実務経験を短縮

<https://www.shinjuku-kensetsu.jp/16665589956928>

- 建築室内設計科の卒業経歴で、とび工事の実務経験を短縮

<https://www.shinjuku-kensetsu.jp/15601135598063>



そのほかの特殊な申請実績

- はじめての建設業許可で、いきなり特定建設業許可を取得
<https://www.shinjuku-kensetsu.jp/16145466410223>
- 取締役登記されていない執行役員を経管にして、建設業許可を取得
<https://www.shinjuku-kensetsu.jp/sikkouyakuin>
- 経管・専技を外部から招聘。工事経験のない不動産会社が許可取得
<https://www.shinjuku-kensetsu.jp/15016282462443>



相談者1人1人への適切な対応
質の高い面談時間の提供・確保

手続きに関する相談や許可要件に関する質問は、
すべて事前予約制の有料相談になっています。

- 場所：弊所
- 時間：1時間
- 料金：11,000円

～許可要件の確認、許可取得の可能性、許可取得までの手続きの流れ～



建設業許可取得でお困りの際は
行政書士法人スマートサイドへ

行政書士法人スマートサイド＝許可取得のための「駆け込み寺」

- ほかの行政書士事務所に行ったら、無理だと言われた
- 税理士さんに頼んだけど、うまく行かなかつた
- 自分で準備して都庁に行つたけど、受付してもらえなかつた

建設業許可の手続きは、誰にでもできる簡単なものではありません。
実績や経験が豊富なプロ（専門家）にお願いしましょう。
身近にいなければ、ぜひ、スマートサイドまでご連絡ください。



行政書士法人スマートサイド

東京都文京区小石川1-3-23 ル・ビジュー 601

